

サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業を実施する者の公募について

平成26年7月11日

国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、住宅セーフティネット基盤強化推進事業（サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業

(2) 事業目的

サービス付き高齢者向け住宅については、平成26年6月末時点で約15.2万戸が登録されており、高齢者の多様なニーズを踏まえた様々なサービス付き高齢者向け住宅が供給されているところである。このように市場での供給が進む中、入居希望者が的確に選択できるように効果的な情報提供を行うことが求められているとともに、民間事業者等において地域の需要に応じた、持続性、安定性のある事業展開を図ることができることも求められている。

また、昨年6月にまとめられた「健康医療戦略」等に位置づけられたように、高齢者等の多様な世代がまちで交流し、省エネ・バリアフリーなど安心して健康に暮らすことができる住宅・まちづくり（スマートウェルネス住宅・シティ）を実現し、サービス付き高齢者向け住宅等の整備、生活拠点集約化等により、次世代の住宅・まちづくり産業を創出することが期待されている。このため、住宅のリフォームによる居住継続やサービス付き高齢者向け住宅への円滑な住み替えを進めることや、サービス付き高齢者向け住宅を含む住宅団地等における地域特性に応じたコミュニティ拠点の的確な整備などが求められている。

本事業は、サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の効果的な提供方策、地域の需要を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の供給実態の詳細把握・分析とその結果に基づく事業モデルと普及方策、及び住宅のリフォームによる居住継続やサービス付き高齢者向け住宅への円滑な住み替え方策、サービス付き高齢者向け住宅を含む住宅団地等における地域特性に応じたコミュニティ拠点整備に係る方策に関する検討を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、サービス付き高齢者向け住宅を中心とする高齢者向け住宅が全国各地域において的確に普及されることを目的とする。

(3) 事業内容

以下の事項について検討する。

- ① サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の効果的な提供方策
- ② 地域の需要を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の供給実態の詳細把握・分析とその結果に基づく持続性・安定性のある事業モデルと普及方策
- ③ 住宅のリフォームによる居住継続やサービス付き高齢者向け住宅への円滑な住み替えに係る方策

- ④サービス付き高齢者向け住宅を含む住宅団地等における地域特性に応じたコミュニティ拠点整備に係る方策

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成26年7月下旬 ～ 平成27年3月31日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- インターネットにより、消費者が利用しやすい環境を整備するための技術力を有すること。
- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電話 03-5253-8111 (内線 39-856)
- ④電子 mail kumahara-s2uh@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成26年7月11日(金)から平成26年7月24日(木)
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成26年7月25日(金) 18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Microsoft PowerPoint2007」「Adobe acrobat Reader9」

以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。